

【現庁舎の概要】

現庁舎は、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（以下、明日香法）（昭和55年）」が制定される以前の昭和37年～45年に建築された。歴史的風土や周辺の景観になじまない意匠について、内外から数々の指摘を受けている。

また、建築後45～54年経過した建物には、耐震性の不足、老朽化、狭あい化等の問題が顕在化している。



現本庁舎の配置図

【現庁舎の課題】

■耐震性の不足

国は、耐震診断及び改修についての技術基準である「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を平成8年10月に定めた。これに合わせて、建設大臣官房官庁営繕部監修のもとに「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」が公表され、建物の用途により必要とする耐震性能の目標が示された。同解説によると災害対策の指揮・情報伝達等のための施設の構造体の耐震安全性の分類はⅠ類またはⅡ類を目標とするとされている。一般施設の構造体の耐震安全性に対してⅠ類は1.5倍、Ⅱ類は1.25倍に割り増した耐力が必要とされる。また、天井や什器等の非構造部材の耐震安全性はA類、建築設備の耐震安全性は甲類を目標とするとされている。

耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうへで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

構造体の耐震安全性について、Ⅰ類は指定された国の行政機関の施設、東京圏・名古屋圏・大阪圏の地方行政機関の施設、災害時の拠点として機能すべき病院や消防関係施設等の目標値とされている。Ⅱ類はⅠ類以外の地方行政機関の施設や病院、避難所として機能すべき学校や多数の利用者が使う文化施設・福祉施設などの目標値とされている。Ⅲ類はⅠ類・Ⅱ類以外の目標値とされている。

同様に、災害時の機能や用途の分類に応じて、天井や什器等の建築非構造部材についてはA類・B類、建築設備の耐震安全性については甲類・乙類の目標値が定められている。

耐震安全性の分類

対象施設		耐震安全性の分類		
		構造体	造建部材非構	建築設備
(1)	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（2）から（11）において同じ。）	Ⅰ類	A類	甲類
(2)	災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、2以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管轄海上保安本部が使用する官庁施設			
(3)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域内にある（2）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設			
(4)	（2）及び（3）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支隊が使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(5)	病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(6)	病院であって、（5）に掲げるもの以外の官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(7)	学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	Ⅱ類	A類	乙類
(8)	学校、研修施設等であって、（7）に掲げるもの以外の官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）			
(9)	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	B類	乙類
(10)	放射線物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(11)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(12)	（1）から（11）に掲げる官庁施設以外のもの	Ⅲ類	B類	乙類

対象施設は「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（平成6年12月15日建設省告示第2379号）によるものであり、平成25年3月29日改正時点の分類を示す。

上表の「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域」とは、東海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため地震防災に関する対策を強化する必要があるとして指定された地域であり、奈良県は含まれない。このため、本村の役場庁舎の耐震安全性が目標値は、構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類である。（南海トラフ地震防災対策推進地域には奈良県全域が指定されている。）

現庁舎は旧耐震基準によって設計・建設された施設であり、平成25年度に耐震診断を実施した。診断結果を以下に示す。

耐震診断結果

X方向（東西方向）

Is値は各階正負加力方向の低い値を採用する。

X方向（2次診断） Z=1.0 Rt=1.0 Iso=0.75

階	Fu	C	F	破壊形式	Eo	SD	Is	CTUSD	Ai	T	Is/Iso
2	1.00	0.92	1.00	CB,CS,WB	0.76	0.95	0.67	0.72	1.208	0.931	0.89
1	1.00	0.50	1.00	CB,CS,WB	0.50	0.95	0.44	0.47	1.000	0.931	0.59

Y方向（南北方向）

Is値は各階正負加力方向の低い値を採用する。

Y方向（2次診断） Z=1.0 Rt=1.0 Iso=0.75

階	Fu	C	F	破壊形式	Eo	SD	Is	CTUSD	Ai	T	Is/Iso
2	1.00	1.37	1.00	CB,WB,WS	1.13	0.63	0.66	0.71	1.208	0.931	0.88
				WCB,WCS							
1	1.00	0.48	1.00	CB,CS,WB	0.48	0.63	0.28	0.30	1.000	0.931	0.37
				WCB							

X方向（東西方向）

Is値は各階正負加力方向の低い値を採用する。

X方向（2次診断） Z=1.0 Rt=1.0 Iso=0.83

階	Fu	C	F	破壊形式	Eo	SD	Is	CTUSD	Ai	T	Is/Iso
3	2.00	1.01	1.20	CB	0.88	0.90	0.74	0.66	1.378	0.931	0.89
2	1.50	0.56	1.00	CB,CS	0.48	0.90	0.40	0.43	1.155	0.931	0.48
				WCB							
1	1.75	0.72	1.00	CB,CS	0.72	0.90	0.60	0.65	1.000	0.931	0.72
				WB,WS							
				WCB							

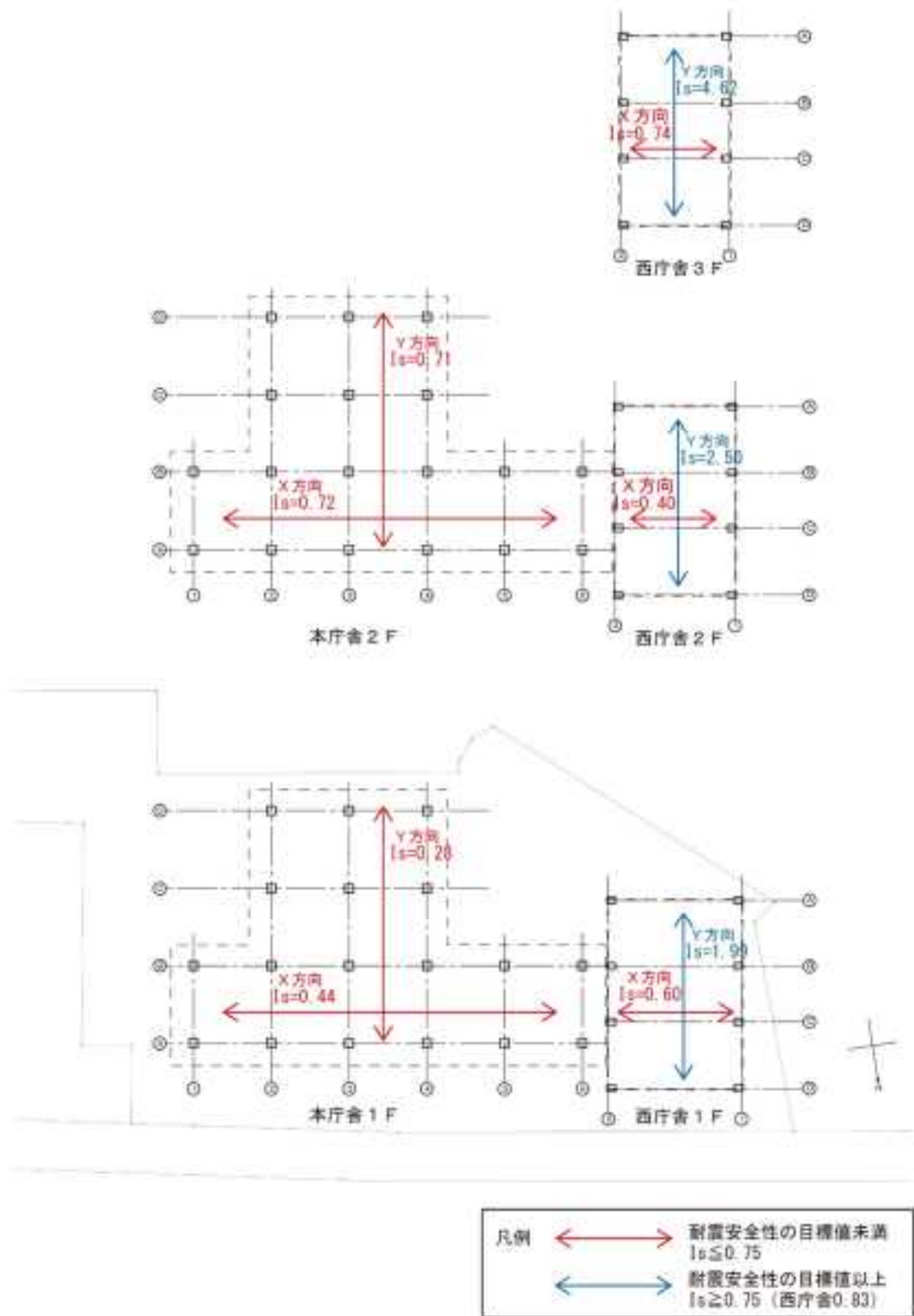
Y方向（南北方向）

Is値は各階正負加力方向の低い値を採用する。

Y方向（2次診断） Z=1.0 Rt=1.0 Iso=0.83

階	Fu	C	F	破壊形式	Eo	SD	Is	CTUSD	Ai	T	Is/Iso
3	1.00	7.61	1.00	WS	5.52	0.90	4.62	4.96	1.378	0.931	5.57
2	1.50	3.45	1.00	WB,WS	2.92	0.90	2.50	2.68	1.155	0.931	3.01
1	1.00	2.38	1.00	WS	2.38	0.90	1.99	2.14	1.000	0.931	2.40

※西庁舎はがけ地に該当するとして、Isoを1.10倍の割増を考慮している。



耐震診断結果の概要

耐震診断では、保有性能基本指標（構造体の強度・靱性等から求める）、建物の形状、建築後の経年等の指標から求める I_s 値（構造耐震指標）が大きいほど耐震性が高いとみなす。 I_s 値は X 方向、Y 方向について各階ごとに算出し、最も小さい値が I_{so} （構造耐震指標）以上である場合に目標以上の耐震性を有すると判定する。

$$I_s = E_0 \cdot S_D \cdot T$$

I_s : 構造耐震指標、 E_0 : 保有性能基本指標、 S_D : 形状指標、 T : 経年指標

耐震診断における耐震安全性の目標

耐震診断における I_s 値の評価 (震度 6 強～7 程度の規模の地震発生時の想定)		構造体の耐震安全性の目標値 I_{so} (構造耐震指標)	
$0.6 \leq I_s$	倒壊、又は崩壊する危険性が低い	I 類	0.9
$0.3 \leq I_s < 0.6$	倒壊、又は崩壊する危険性がある	II 類	0.75
$I_s < 0.3$	倒壊、又は崩壊する危険性が高い	III 類	0.6

村役場庁舎（II 類）は一般の建物（III 類）に対して 1.25 倍の耐力が要求されるため I_s 値 0.75 以上（西庁舎はがけ地に該当するとして、1.10 倍の割増を考慮した 0.83 を採用）が必要である。本庁舎は各階の X、Y 方向で、西庁舎は各階の X 方向で目標値以下と判定された。本庁舎 1 階 X、Y 方向（ I_s 値 0.44、0.28）、西庁舎 2 階 X 方向（ I_s 値 0.4）は特に低く、本庁舎は「倒壊、又は崩壊する危険性が高い」、西庁舎は「倒壊、又は崩壊する危険性がある」と判定された。

以上の結果から、現庁舎はそのままでは震災発生時に防災拠点としての役割を果たせない可能性が高いといえる。

■防災拠点としての機能の不備

市町村庁舎は災害時に指揮・情報伝達等を行う対策拠点として機能しなければならない施設である。そのため、災害の被害を受けにくい場所に被害を受けにくい建物である必要がある。しかし現庁舎は耐震性の不足から、必要な耐震安全性を備えていない。防災無線の放送室は、指揮者等が入室できる余地が無く、防災関係書類の収納スペースも足りない。被災後の対策本部機能、備蓄機能、事業継続するための電気、通信、上下水道、ガス等の自立対策も十分ではなく、これらの課題への対応は急務である。

■建物の老朽化

現庁舎は増築を重ねて4棟の建物で構成されている。各棟は建築後45～54年を経過しており、老朽化による構造体のひび割れ、雨漏り、天井・壁仕上げの破損などが見られる。

西庁舎は外壁の汚れが著しく美観を損ねている。外壁や屋上には通信設備や空調設備の改修・増設による機器や配管が露出しており、景観上の好ましくない状況である。

空調・電気設備、給排水・衛生設備等の設備は不具合が多く、日常の利用に支障が生じている。また、エネルギー効率が低く「環境負荷低減」に寄与できていない状況である。



外壁に設備配管が露出（本庁舎）



屋上に設備機器が多く見られる（本庁舎）



外壁の汚れが著しい（西庁舎）



バルコニー手摺の破損（本庁舎）



屋根の劣化が著しい別館1屋根



建物の足元は設備機器や倉庫が増設されている

老朽化の現状

■ユニバーサルデザインへの対応の不備

現代社会では、障害者、高齢者、妊婦や子ども連れの人々が社会生活をしていく上で障害となるものを除去する（バリアフリー）とともに、あらゆる人々に対して新しい障害をつくらない考え方（ユニバーサルデザイン）が常識となり、庁舎建物にもこれが求められる。

ユニバーサルデザインとバリアフリー

ユニバーサルデザイン・・・あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

バリアフリー・・・高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

（国土交通省 ユニバーサルデザイン政策大綱（平成 17 年）より）

現庁舎にはユニバーサルデザインについて下表にあげた問題点がある。

部位		問題点
1	玄関前のスロープ	勾配は急である。（勾配 1/12 以上の基準に対して 1/10 程度）
		手摺がない。
		スロープ床の上端に視覚障害者への注意喚起ブロックがない。
2	玄関口（主たる出入口）	外側は自動ドアだが、内側は両開き扉であるため、車いす利用者には介助が必要。
3	廊下	段差がある。（西庁舎の会議室 C への経路）
4	階段	西庁舎は、バリアフリー条例で原則禁止されている回り階段が設置されている。
		床に視覚障害者への注意喚起ブロックがない。
		議場傍聴席へ通じる外階段の蹴上が高く、18cm 以上ある。
5	エレベーター	なし。（西庁舎に段差解消機が設置されているが、利用者から「安心して使いにくい」と言われている。）
6	トイレ	車いす利用者が使用できるトイレがない。
		1 階以外に女性用トイレがない。
		オストメイト対応トイレ、おむつ替え台・授乳室が設置されていない。
		出入り口有効巾、トイレに至る通路幅員が狭い。



本庁舎玄関前のスロープ



西庁舎の回り階段

ユニバーサルデザインへの対応の不備

バリアフリー・ユニバーサルデザインの実現は不特定の利用者を対象とする公共施設としての必須条件であり、「奈良県住みよき福祉のまちづくり条例」に沿った整備が求められるが、現庁舎の建物構造上、階段、エレベーター、トイレなどは対応することが困難な状況となっている。

■庁舎の狭あい化

現庁舎は、村民ニーズの多様化や事務量の増大に伴って窓口や執務スペースの狭隘化が進んでいる。狭あい化は事務効率の低下を招くほか、窓口カウンターと執務スペースが分離できず、プライバシーやセキュリティの保護が困難になる。

村民利用度の高い窓口部分は一部を除いて待ち合いスペースがなく、幅の狭い廊下に待ち合い席が設置されているため、通り抜けがしづらくなっている。相談室や会議室等も慢性的に不足しており、狭隘化によって来庁する村民・職員の双方に支障が生じている。

ロッカースペースが足りないため、廊下にロッカーが置かれ通行に支障が生じている。本庁舎の倉庫に納まりきれない書類等は、別施設を含め空きスペースに分散して保管されている。

敷地自体が狭いため、隣地の民家と軒を接するような関係で庁舎が建っており、その隙間には屋外設備機器や倉庫が置かれている。駐車場は、本庁舎敷地に利用者用5台分、公用車用11台分のみ駐車可能で、その他は借地を使用している。



待ち合いスペースがない（本庁舎2階）



収納スペースの不足



書類棚やロッカーが室から廊下に溢れている



駐車場の不足

■庁舎の分散

現在、教育委員会事務局教育文化課、文化財課は中央公民館及び中央公民館分館に、健康づくり課は健康福祉センターに事務スペースを置いている。住民サービス及び執務効率の向上のためには集約化する必要があるが、村民の健康づくり拠点施設等の運営との連携も重視して検討する必要がある。また、集約化とあわせて現在の事務スペースの跡地活用の検討が必要となる。



中央公民館（教育文化課）



健康福祉センター（健康づくり課）



中央公民館分館（文化財課）

分散化の現状

■「明日香らしい景観」への不適合

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的地域であり、現在も明日香村に継承されてきている遺跡や建築物、また周囲に広がる農地や山林などが一体となって保存されてきた歴史的風土、ならびに山地、丘陵地、平地のつながりを感じられる景観は、日本のこのころのふるさととして、毎年多くの観光客が訪れている。

明日香村では、これまでも、古都保存法や奈良県風致地区条例などにより、国民共有の財産である明日香村の歴史的風土の保存に取り組んできた。

また、明日香村には、中世から近世にかけて形成されてきた町並みや集落、ボランティアなどと共に維持される棚田など、古都保存法の主たる保存対象である歴史的風土以外にも数多くの資産が存在しており、それらの総体として明日香村固有の歴史、文化、自然の豊かな景観が形成されている。

しかしながら、明日香法が制定される以前の昭和 37 年～45 年に建築された現庁舎は、歴史的風土や周辺の景観になじまない意匠であり、「明日香らしい景観」の基準に適合していない。

役場は明日香村における歴史的風土の保存を誘導して行く立場にある。役場庁舎は明日香村に相応しい景観形成を先導する存在でなければならない。



フラットな屋根の形態、コンクリート打ち放しの外壁仕上げ、バルコニー、階数（西庁舎は3階建て）は、現在の明日香村景観条例（平成 23 年）の基準に適合していない。